

# ガソリンスタンドにおける 価格表示の適正化ガイドライン

2022年11月

全国石油商業組合連合会

# 1. 趣旨

ガソリンスタンドにおける揮発油、軽油および灯油の価格表示の方法が複雑化し、**一般消費者に誤認を与えるおそれ**のある表示事例がみられる。そうした中、消費者庁等から事業者に対し、**措置命令（景品表示法第7条第1項）をはじめ、警告、注意が行われている**。本ガイドラインは、そうした実態を踏まえ、消費者保護の観点から景品表示法違反となる有利誤認（※）を招くおそれのある行為を**未然に防止**するため、ガソリンスタンドで価格表示をする場合には、**簡潔で、わかりやすく、正確に行っていただくために定めるものである**。

また、近年はガソリンスタンドにおいても**キャッシュレス決済等の普及に伴い価格表示の多様化**が進んでいること、及び2021年4月からは消費税法第63条に基づき「**総額表示方式**」の実施が義務付けられていることを踏まえ、**より適正な表示**をすることが必要となっている。

※有利誤認＝実際の取引条件（価格等）より著しく有利（安い等）であるかのように示す表示（看板等）。

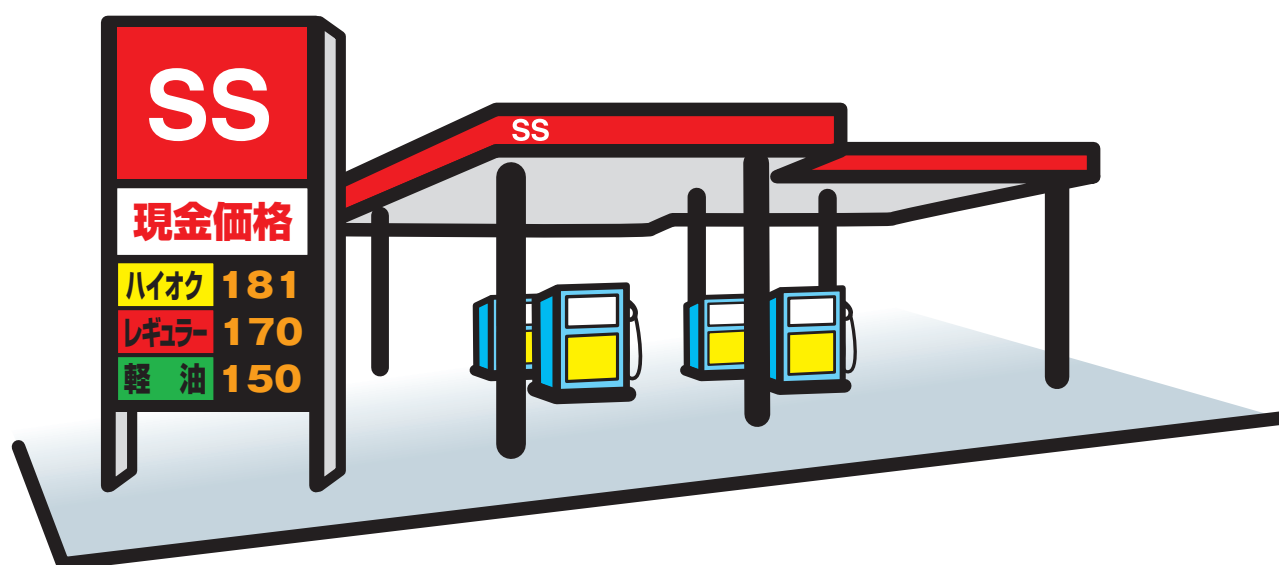
## 2. 対象

ガソリンスタンドにおける揮発油、軽油及び灯油の販売に係る価格表示。

## 3. ガソリンスタンドの店頭における価格表示の基準

### （1）価格表示を行う場合の基本的な考え方

価格表示は、安全走行の確保にも配慮してドライバーが容易に認識できるよう、**店頭の見やすい場所に簡潔で、わかりやすく、正確に表示**すること。加えて、表示は消費税法第63条に基づき、「**総額表示方式**」で行うこと。



※注 例示のガソリン価格(単位：円/ℓ)は、あくまで本ガイドラインを適切に説明する上での参考値として用いたもの。

## (2) 価格表示を行う場合の内容について

- ①価格表示は、不特定多数の消費者に商品購入の判断材料を提供することを主目的とすることから、**一般消費者向けの「現金小売価格」**を、走行中のドライバーから見て容易に認識できる表示とすること。



- ②価格は消費税込みの販売単価（**総額**）を表示すること。2021年4月からは、消費税法第63条に基づき、「総額表示方式」で行うことが義務付けられている。

なお、石油連盟と全国石油商業組合連合会では2022年3月に「消費税総額表示およびインボイス制度における適格請求書表示ガイドライン」を作成し、SS事業者における燃料油等の総額表示を周知・注意喚起している。

### 違反事例



(出典：消費者庁・公正取引委員会「石油製品の販売事業者2社に対する景品表示法に基づく措置命令について」2021年12月16日リリースに基づき全石連作成)

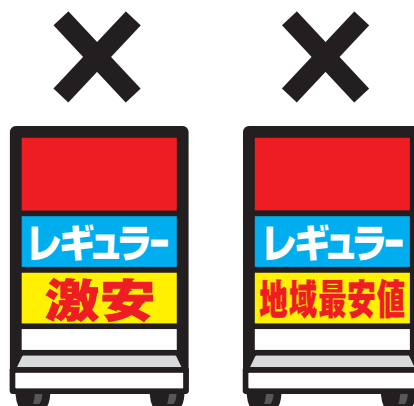
③会員やプリペイドカード客、クレジットカード客等、特定の消費者を対象にした価格表示を行う場合は、「**会員限定**」等の適用条件を**金額のすぐ側に同程度の大きさの文字で、昼夜問わず見やすく**表示すること。

適用条件については、一般的にわかりやすい表現にすること。

特に近年はキャッシュレス化等に伴い、決済機能が多様化していることも踏まえ、従来以上に見やすい表示が求められている。



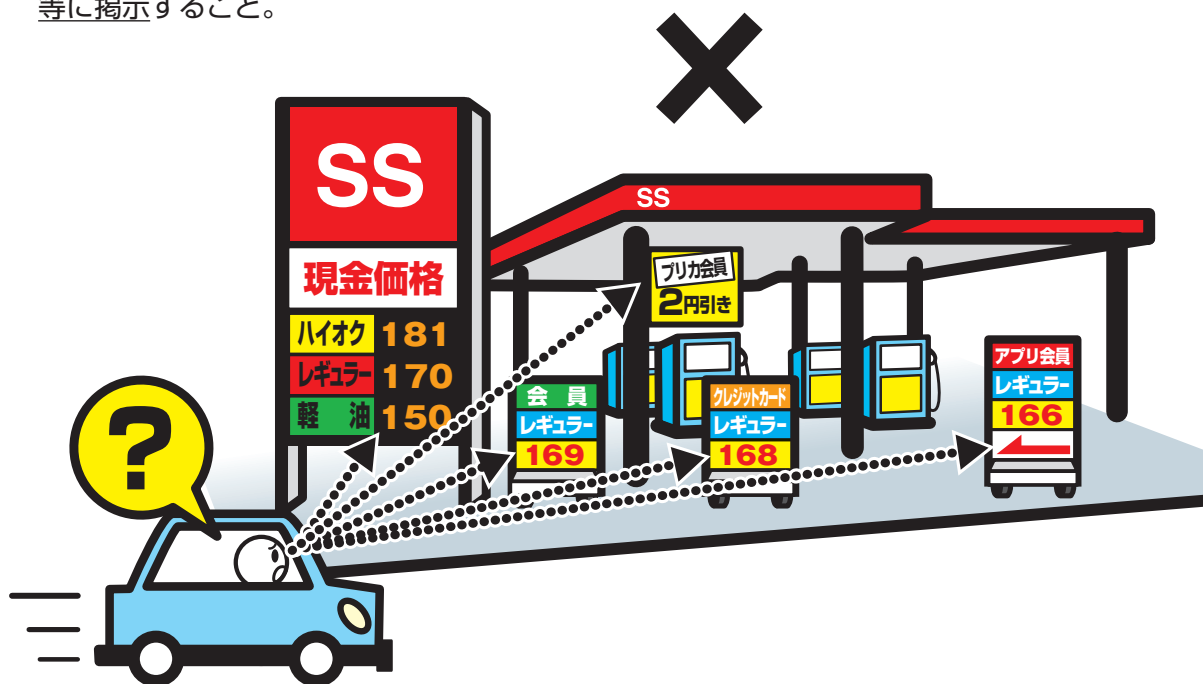
④価格表示に付随して、**合理的な根拠なく「激安」・「地域最安値」等**の表示は行わないこと。



### (3) 価格表示板を設置する場合について

①安全走行を確保する観点から、走行中のドライバーに向けた**店頭**の価格表示は**簡潔で、わかりやすく、正確**な表示とすること。

なお、詳細な取引条件別の価格を表示する場合は、例えば、計量機の周辺やセールスルーム内等に掲示すること。



②ガソリンスタンドの店頭に設置する価格表示板（いわゆる立て看板・電光表示板等を含む）については、道路交通法関係条項を遵守し、**歩道や車道にはみ出すことのないよう**ガソリンスタンドの敷地内に適切に設置すること。また、敷地内にあっても、強風時に飛ばないように固定する等歩行者等の安全を十分に考慮して設置すること。



### (4) 価格表示板の形状について

ガソリンスタンドの店頭に設置する価格表示板（いわゆる立て看板・電光表示板等を含む）は、交通信号、道路交通標識等の視認の妨げとなることはもちろん、**出入り車両や通行中の歩行者等の視界を妨げるような**表示は行わないこと。



## (5) 具体的に自粛すべき有利誤認の行為類型

下記の行為は、過去に消費者庁もしくは公正取引委員会から措置命令や警告、注意を受けている事例であり、当該行為はもとより、景品表示法の有利誤認につながるおそれのある行為は行わないこと。

### ① 景表法違反となった事例

九州地区所在の2社は、下記の看板表示を行い、あたかも記載の価格が消費税込みの価格であるかのように表示していたが、実際には消費税を含まない価格であり、これらの表示内容は実際のものより有利であると一般消費者に誤認され、景品表示法に違反するものとされた。具体的には、看板表示には「税別」と表示していたが、小さな文字で記載されていたこと等から消費者の誤認を打ち消すものではないとされた。消費者庁は2社に対し、①一般消費者に対し、表示内容は消費税込の価格でなく、消費者に誤認される表示で、景品表示法に違反するものである旨を周知徹底すること、②再発防止策を講じ社内に周知徹底すること、③今後同様な表示を行わないこと等を命令した。

なお、消費税法により、総額表示が義務付けられている。

(2021年度・消費者庁、公正取引委員会九州事務所＝排除命令事例)

違反事例



※看板は2021年5月末時点

(出典：消費者庁・公正取引委員会「石油製品の販売事業者2社に対する景品表示法に基づく措置命令について」2021年12月16日リリースに基づき全石連作成)



## ②価格条件が明瞭でない表示

- 店頭看板に当該価格は「会員価格」である旨を明瞭に表示しておらず、あたかも非会員でも当該価格で、購入できるかのように表示していたが、実際に非会員に適用される価格は表示された価格より5円高い価格であった。

(2004年度・公正取引委員会北海道事務所=注意事項)

- 上記と同様の事例(四国地域)

(2010年度・消費者庁=注意事項)

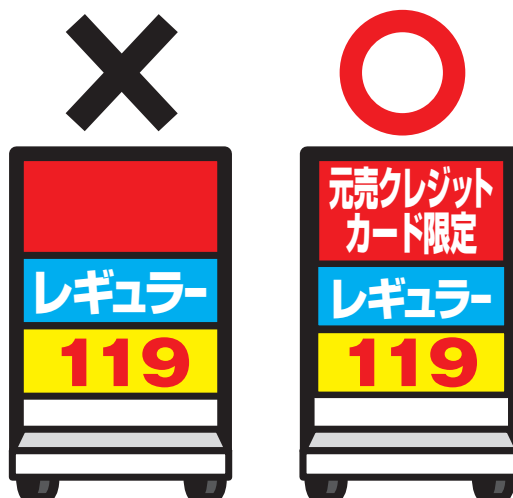


※価格は2004年当時のもの

## ③価格条件が記載されていない表示

価格条件が記載されていない表示店頭立て看板において「レギュラー ¥/ℓ 119円」と表示していたが、この価格は元売クレジットカード利用者のみ適用される価格であり、一般価格は123円であった。

(2006年度・公正取引委員会東北事務所=注意事項)



※価格は2006年当時のもの

問い合わせ先

**全国石油商業組合連合会**

東京都千代田区永田町 2-17-14

電話 03-3593-5831

担当：業務グループ

初 版 2009年9月  
第2版 2015年9月  
第3版 2022年11月